## 令和7・8年度 大井川右岸土地改良区入札参加資格審査申請書提出要項

大井川右岸土地改良区が執行する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品販売等・役務提供の入札に参加するためには、定められた期間内に必要な申請書類を提出して審査を受け、入札参加者名簿に登録されていることが必要です。

**1 受付期間** 令和6年11月11日(月)から令和7年2月7日(金)まで(消印有効)

### 2 提出先 (問い合せ先)

〒439-0031 静岡県菊川市加茂4905番地の 2 大井川右岸土地改良区 管理事業課 総務係 電話:0537-35-2413 FAX:0537-35-8100

#### 3 提出方法及び提出部数

- (1) 提出方法 持参 (平日9:00~12:00,13:00~16:30) 又は郵送
- (2) 提出部数 1部 申請書類はホチキス又はクリップ止め (ファイル綴じ不要)

### 4 入札参加者の資格要件

	(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。							
共通事項	(2) 市税、法人税(所得税)、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。							
	(3) 次のいずれにも該当しないこと。							
	ア 役員等が暴力団員等であると認められる者。							
	イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。							
	ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加							
	える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。							
	エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取							
	扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与してい							
	ると認められる者。							
	オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。							
	(1) 経営事項審査を受けていること。							
建設工事	(2) 社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に事業所単位で加入している(適用							
	除外は除く)こと。							
物品販売等	(1) 営業年数が1年以上であり12か月分の決算が確定していること。							
• 役務提供	(1) 百禾十級パ1十以上 ( 8) ワ 12 パワ Д シン(() 昇 パ4唯足 し ( ) ゚ () こ ( )							

**5 有効期間** 令和7・8年度(令和7年4月1日から令和9年3月31日)

**6 提出書類等** ・建設工事 ・・・・ 別紙1のとおり

・測量・建設コンサルタント等 ・・・ 別紙2のとおり ・物品販売等・役務提供 ・・・ 別紙3のとおり

- 7 地域区分 市内業者・・・・菊川市内に本社又は委任先の営業所等を有する者 市外業者・・・菊川市外に本社又は委任先の営業所等を有する者
- 8 その他注意事項(前回からの変更点)
  - (1) 物品販売・役務提供の営業種目に「24 コロナ関連業務」を削除しました。

### ※ 提出書類は不備の無い状態で期限までに受付が完了したもののみ有効となります。

郵送の場合は十分に余裕をもって申請をするようにお願いします。

※ 受付期間に有効に受け付けられなかった申請書類等については、原則、機密文書として溶解した上で廃棄処分いたしますのでご承知おきください。

### ●建設工事提出書類一覧

# 「◎」提出必須「○」該当する場合に提出

提出書類名		市内業者	市外業者	説明			
1. 大井川右岸土地改良 区一般競争(指名競争	様式1	0	0	独自様式			
)参加資格審査申請書 (建設工事)	様式2	0	0	独自様式			
2. 誓約書	様式5	0	0	本社代表者名のもの			
3. 経営事項審査結果通知書(写)		0	0	審査基準日が申請日の前1年7か月以内の 最新のもの ※雇用保険、健康保険及び厚生年金保険加 入の有無に「無」がある場合は、加入を証す る書類(写)を添付してください。			
4. 営業所一覧(写)		0	0	建設業許可申請書 様式第一号別紙二(1)又は (2) 委任先を設定しない場合は不要。登録する 委任先をマーカー等で明示すること。抜粋可。			
【法人】 5. 履歴事項全部証明書又は現在事 項全部証明書(写)		0	0	法人のみ提出 ※申請日の前3か月以内のもの			
【個人】 5. 代表者の身分証明書(写)		0	0	個人事業主のみ提出 (発行先:本籍地の市町村) ※申請日の前3か月以内のもの			
6. 国税の納税証明書(写)		0	0	(発行先:税務署) ※申請日の前3か月以内のもの 法人 法人税、消費税及び地方消費税 (様式その3の3) 個人 所得税、消費税及び地方消費税 (様式その3の2)			
7. 市税の納税証明書(写) (直近 2 年分)		©	_	(発行先:市民課・小笠市民課) ※委任状が必要です。(同一世帯員を除く) ※運転免許証などの身分が証明できるものを持参ください。 <税目> 法人 法人住民税、固定資産税、軽自動車税 個人 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税			
8. 印鑑に関する証明書(注	<del>@</del>	<del>@</del>	<del>※電子申請の場合のみ提出</del>				
9. 技術者証等の写し	0	_	各技術者証1名分以上				
10. 委任状	0	0	入札や契約等に関する権限を支店・営業所 等に委任する場合は提出してください。				
11. 返信用封筒又は葉書	郵送提出 のみ◎		郵送提出の方は、所定の金額の切手を貼り付け同封ください。受領印を送付します。 ※同封されていない場合は、受領印の送付を行いません。				
11. チェックリスト	郵送、持参 のみ◎		チェックリストを参考に提出書類の確認を お願いします。				

### (別紙2)

# ●測量・建設コンサルタント等提出書類一覧

## 「◎」提出必須「○」該当する場合に提出

提出書類名		市内業者	市外業者	説明
1. 大井川右岸土地改良	様式1	0	0	独自様式
区一般競争(指名競争) 参加資格審査申請書	様式2	0	0	独自様式
(測量・建設コンサルタント等)	様式3	0	0	独自様式
<del>र्</del> ग)	様式4	0	0	他の様式でも可
2. 誓約書	様式5	0	0	本社代表者名のもの
3. 登録証明書の写し		0	0	
【法人】 4. 履歴事項全部証明書又は現在事 項全部証明書(写)		0	0	法人のみ提出 ※申請日の前3か月以内のもの
【個人】 4. 代表者の身分証明書(写)		0	0	個人事業主のみ提出 (発行先:本籍地の市町村) ※申請日の前3か月以内のもの
5. 国税の納税証明書(写)		0	0	(発行先:税務署) ※申請日の前3か月以内のもの 法人 法人税、消費税及び地方消費税 (様式その3の3) 個人 所得税、消費税及び地方消費税 (様式その3の2)
6. 市税の納税証明書(写) (直近 2 年分)		©	_	(発行先:市民課・小笠市民課) ※委任状が必要です。(同一世帯員を除く) ※運転免許証などの身分が証明できるものを持参ください。 <税目> 法人 法人住民税、固定資産税、軽自動車税 個人 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
7. 委任状		0	0	入札や契約等に関する権限を支店・営業所 等に委任する場合は提出してください。
8. 印鑑に関する証明書(注)		<del></del>	<del>@</del>	<del>※電子申請の場合のみ提出</del>
9. 返信用封筒又は葉書		郵送提出のみ◎		郵送提出の方は、所定の金額の切手を貼り付け同封ください。受領印を送付します。※同封されていない場合は、受領印の送付を行いません。
10. チェックリスト		郵送、持参 のみ◎		チェックリストを参考に提出書類の確認を お願いします。

## (別紙3)

## 動品販売等・役務提供提出書類一覧

「◎」提出必須「○」該当する場合に提出

提出書類。	市内業者	市外 業者	説明	
1. 大井川右岸土地改	様式1	0	0	独自様式
良区一般競争(指名 競争)参加資格審査 申請書(物品販売等	様式2-1 様式2-2	0	0	独自様式、希望無しでも提出して下さい。
• 役務提供)	様式3	0	0	他の様式でも可、提出任意
2. 誓約書	様式5	0	0	本社代表者名のもの
【法人】 3. 履歴事項全部証明書又は現在事 項全部証明書(写)		0	0	法人のみ提出 ※申請日の前3か月以内のもの
【個人】 3. 代表者の身分証明書(写)		0	0	個人事業主のみ提出 (発行先:本籍地の市町村) ※申請日の前3か月以内のもの
4. 財務諸表の写し	0	0	申請日から直近の決算時点より2年間分の 貸借対照表、損益計算書	
5. 国税の納税証明書(2	0	0	(発行先:税務署) ※申請日の前3か月以内のもの 法人 法人税、消費税及び地方消費税 (様式その3の3) 個人 所得税、消費税及び地方消費税 (様式その3の2)	
6. 市税の納税証明書(写) (直近 2 年分)		©	_	(発行先:市民課・小笠市民課) ※委任状が必要です。(同一世帯員を除く) ※運転免許証などの身分が証明できるものを持参ください。  <税目> 法人 法人住民税、固定資産税、軽自動車税  個人 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
7. 委任状	0	0	入札や契約等に関する権限を支店・営業所 等に委任する場合は提出してください。	
8. 印鑑に関する証明書	<b>(4)</b>	<del></del>	<del>※電子申請の場合のみ提出</del>	
9. 返信用封筒又は葉書	郵送提出のみ◎		郵送提出の方は、所定の金額の切手を貼り付け同封ください。受領印を送付します。 ※同封されていない場合は、受領印の送付を行いません。	
10. チェックリスト	郵送、持参 のみ◎		チェックリストを参考に提出書類の確認を お願いします。	